

いじめ防止対策推進法に基づく取組について

帯広市立広野小学校／帯広市立八千代中学校 令和7年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

八広のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

八広 いじめ防止基本方針 (概要)

※全文は学校HPを
ご覧ください

いじめの未然防止に向け、地域や家庭、学校が連携しそれぞれの立場で、いじめが起きにくい環境やいじめを許さない環境づくりを行っていく

- 【例】・安心できる場づくり ・相談できる場づくり
・自己有用感を育む場づくり ・他者理解を進める場づくり
・児童生徒理解に関わる相談窓口の周知 ・大人対象のいじめの事例等の周知と研修
・八広コミュニティ・スクール協議会における情報交換や共通行動についての話し合い

八広 いじめ対策組織 の役割や活動

「いじめ防止対策委員会・生徒指導特別委員会」

- ・情報収集（アンケート、聞き取り等）
- ・関係機関との連携（市教委・警察・児相等）
- ・指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）
- ・心のケア（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、心の教室相談員、市教委教育相談員等）

「緊急職員会議」

情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援

八広の いじめ防止 プログラムの活動

- 4月 ・今年度の「八広いじめ防止基本方針」の周知
- 6月 ・八広コミュニティ・スクール協議会での協議
- 8月 ・第1回取組評価アンケート（学校評価内で共通項目として実施）
- 9月 ・小・中学校での改善点の確認と対応
- 12月 ・第2回取組評価アンケート（学校評価内で共通項目として実施）
- 1月 ・小・中学校での改善点の確認と対応
- 2月 ・活動の評価と次年度の計画
- ・八広コミュニティ・スクール協議会での次年度に向けた承認

3 警察と連携した「いじめ問題」への対応について

学校で発生したいじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するため、関係法令に基づき直ちに警察に相談・通報し連携して対応します。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※「いじめ防止対策推進法 第23条第6項：いじめに対する措置」より

教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める例

暴行、傷害、恐喝、窃盗、器物破損等、強要、脅迫、名誉毀損、侮辱、自殺関与、強制わいせつ、児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供 等



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

《不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なくご相談ください》

広野小学校代表電話 0155-60-2643

八千代中学校代表電話 0155-60-2738

北海道子ども相談支援センター 0120-3882-56 (sodan-center@hokkaido-c.ed.jp)

北海道立特別支援教育センター 011-612-5030 (tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp)

※道教委HPで北海道のいじめに関する条例や調査結果などを確認できます。Web ページ→

